

## 著作権侵害の判断に関する裁判例

－「音楽教室における著作物使用」事件－

R4.10.24 判決 最高裁 令和3年（受）第1112号

請求権不存在確認請求事件：上告棄却

### 概要

音楽教室の運営者と演奏技術等の教授に関する契約を締結した者（生徒）のレッスンにおける演奏に関し、運営者が音楽著作物の利用主体であるということとはできないと判断され、同旨の原審（控訴審）の判断が正当として是認された事例。

### 事件の経緯

第一審は、東京地方裁判所平成29年（ワ）第20502号、同第25300号（令和2年2月28日判決）であり、音楽教室の教師および生徒の両方の演奏に関し音楽教室が利用主体であるとして原告請求を棄却した。

原審（控訴審）は、令和2年（ネ）第10022号（令和3年3月18日判決）であり、音楽教室の生徒の演奏に関しては音楽教室が利用主体ではないとされ、控訴人の請求が一部認められた。

本件は、これを不服として上告されたものである。

### 主な争点

レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるか否か

### 第一審

第一審では『原告らの音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告らの関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らであると認めるのが相当である（なお、原告ら（別紙C）の経営する個人教室は、生徒の居宅においてレッスンを行っているので、著作物の利用に必要な施設・設備についての管理・支配は認められないが、原告ら（別紙C）は原告ら自身が教師として課題曲の選定、レッスンにおける演奏等をしているので、同原告らが利用する音楽著作物の利用主体は同原告らであると認められる。）』と判断された。

### 原審（控訴審）

これに対し、原審（控訴審）では、演奏主体について、音楽教室事業者が教師自身である場合、音楽教師事業者（＝教師）は演奏主体であるとし、音楽事業者でない教師が演奏者の場合、音楽事業者は『教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履

行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てば』音楽事業者は演奏主体であると判断した。

また、音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるかについては、原審（控訴審）では、『音楽教室事業者である控訴人らからみて、その生徒は、その人数に関わりなく、いずれも「不特定」の者に当たり、「公衆」になるというべきである。音楽教室事業者が教師を兼ねている場合や個人教室の場合においても、事業として音楽教室を運営している以上は、受講契約締結の状況は上記と異ならないから、やはり、生徒は「不特定」の者というべきである。』と判断した。

また、音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるかについては、原審（控訴審）では、『音楽教室におけるレッスンは、教師又は再生音源による演奏を行って生徒に課題曲を聞かせることと、これを聞いた生徒が課題曲の演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術等の教授を行うものであるから、教師又は再生音源による演奏が公衆である生徒に対し聞かせる目的で行われていることは、明らかである。』と判断した。

つまり、原審（控訴審）において教師による演奏については、『その行為の本質に照らし、本件受講契約に基づき教授義務を負う音楽行為事業者が行為主体となり、不特定の者として「公衆」に該当する生徒に対し、「聞かせることを目的」として行われるものというべきである。』と判断した。

一方、生徒について、原審（控訴審）は、第一審と異なる判断をした。

生徒による演奏行為については、『音楽教室における生徒の演奏の主体は当該生徒であるから、その余の点について判断するまでもなく、生徒の演奏によっては、控訴人らは、被控訴人に対し、演奏権侵害に基づく損害賠償債務又は不当利得返還債務のいずれも負わない（生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、「公衆に直接（中略）聞かせることを目的」とするも

のとはいえ、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解される。)。なお、念のために付言すると、仮に、音楽教室における生徒の演奏の主体は音楽事業者であると仮定しても、この場合には、前記アのとおり、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえないというべきである（生徒の演奏について教師が「公衆」に該当しないことは当事者間に争いが無い。また、他の生徒や自らに聞かせる目的で演奏されたものといえないことについては前記アで説示したとおりであり、同じく事業者を演奏の主体としつつも、他の同室者や客自らに聞かせる目的で歌唱がされるカラオケ店（ボックス）における歌唱等とは、この点において大きく異なる。）。』と判断した。

### 裁判所の判断

『2 本件は、被上告人らが、上告人を被告として、上告人の被上告人らに対する本件管理著作物の著作権（演奏権）の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求めた事案である。本件においては、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるか否かが争われている。

3 所論は、生徒は被上告人らとの上記契約に基づき教師の強い管理支配の下で演奏しており、被上告人らは営利目的で運営する音楽教室において課題曲が生徒により演奏されることによって経済的利益を得ているのに、被上告人らを生徒が演奏する本件管理著作物の利用主体であるとはいえないとした原審の判断には、法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

4 演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。被上告人らの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術

等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということではできない。

これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるということではできない。

5 以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。』

### 検討

著作権法では、特許法等と異なり間接侵害の規定がない。そのため、その解決策の一つとしてカラオケ法理が定着している。

カラオケ法理では管理・支配性および利益性に着目しており、「店側はカラオケ機器を設置して客に利用させることにより利益を得ている上、カラオケテープの提供や客に対する勧誘行為などを継続的に行っていることから、客だけでなく店も著作物の利用主体と認定すべきである」と判断されていた。しかし、本件は、カラオケ店とは事情が異なっており、音楽教室の生徒に関し音楽教室が利用主体としてみることは否定された。カラオケ法理の射程を拡大解釈して本件にも適用することには無理があったものとする。

### 実務上の指針

カラオケ法理の射程については、裁判例において拡張説（教唆・帮助行為）と制限説（侵害行為の利用主体性）が存在している。

本件は理論上制限説に分類され、本最高裁判決および原審（控訴審）判決では、教師の演奏は音楽教室が利用主体とみなされた一方で生徒の演奏については否定された。

令和3年3月18日付けで日本音楽著作権協会（JASRAC）は音楽教室の許諾状況（2021年2月末現在）として、契約事業者数11、未契約事業者数756（合計事業者数767）、契約施設数13、未契約施設数6、769（合計施設数6、782）を公表していた。本最高裁判決により、JASRACは未契約の音楽教室事業者に対して著作権料を徴収できることとなるだろう。

以上